参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成２８年７月１５日
支出負担行為担当官
気象研究所長　高野　清治

1　当該招請の主旨

本業務については、気象研究所が運用する可搬型ドップラー気象レーダー（以下「ドップラーレーダー」いう。）について、一年を通じて適正な観測を持続できるよう、ドップラーレーダーの空冷機能の改修を行うとともに、動作状況を良好に保ち、適正な観測を持続できるよう、マグネトロン、TR リミッタ交換作業およびレーダーの定期点検を行うものであり、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2　業務概要

（1）　業 務 名

可搬型ドップラー気象レーダーの空冷機能の改修および定期点検

（2）　業務内容

可搬型ドップラー気象レーダーの冷却機能を改修して一年を通じて適正な観測が持続できるようにするとともに、可搬型ドップラー気象レーダーの動作状況を良好に保ち、適正な観測を持続できるよう、マグネトロン、TR リミッタ交換作業およびレーダーの定期点検を行う。

（3）　履行期限

平成 28 年 11 月 30 日

ただし、冷却機能の改修は平成 28 年 10 月 31 日までに履行すること

3　業務目的

ドップラーレーダーは、冬季の庄内平野における突風を伴うシビア現象をはじめとした降水を伴う現象の研究に使用されている。本件はドップラーレーダーの空冷機能の改修によって一年を通じて可搬型ドップラー気象レーダーの観測が可能となるようにするとともに、動作状況を良好に保ち、適正な観測を持続できるよう、マグネトロン、TR リミッタ交換作業およびレーダーの定期点検を行うことを目的とする。

4　応募要件

（1）　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。

②　平成 28・29・30 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

③　気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）　技術力に関する要件

①　ドップラーレーダーが研究業務において気象観測に使用される機器であることを十分に理解し、同種のドップラーレーダーの点検・調整及び修理、改修において十分な技術力を有すること。

②　本業務を実施する技術者は、修理、改修及び点検・調整に必要な電気及び機械に関する十分な知識と経験を有すること。

（3）中立性・公平性に関する要件

ドップラーレーダーが、防災気象サービスの向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

（4）　守秘性に関する要件

①　同種のドップラーレーダーの点検・調整及び修理、改修を行うために必要な業務執行体制が整っていること。

②　本業務の執行にあたって、当研究所の研究業務等に支障を与えないこと。

③　電波法、電気設備技術基準、知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。

④　本業務を実施する技術者は、点検・調整を行うために必要な資格を有すること。

（5）業務執行体制に関する要件

①　ドップラーレーダーの点検・調整及び修理、改修を行うための必要な業務執行体制が整っていること。

②　本業務の執行にあたって、当研究所の研究業務等に支障を与えないこと。

③　本業務の執行にあたって、当研究所の研究施設等に損傷・障害を与えないこと。

④　知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。

⑤　本業務を実施する技術者は、作業を行うために必要な能力を有すること。

（６）業務実績に関する要件

①　同種のドップラーレーダーの修理、改修及び点検・調整を行った実績があり、資料や写真等によりその実績を証明できること。

５　手続き等

（１）担当部局及び問い合わせ先

①　公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰１－1

気象研究所総務部会計課用度係　小野高　哲平

電話 029-853-8568　ＦＡＸ 029-853-8571

②　技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰１－１

気象研究所気象衛星・観測システム研究部　第三研究室　猪上　華子

電話 029-853-8579　　ＦＡＸ 029-856-0644

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

平成２８年 7月１５日から平成２８年８月３日まで　（１）に同じ。

（３）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成２８年８月４日　１６：００まで　（１）に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し（書式は任意、但しＡ４版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送（書留郵便に限る）又は電送（事前に（１）へ連絡を入れること）すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

（４）応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

（５）応募要件を満たさないとされた理由の説明

①　参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

②　契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に書面により回答するものとする。

（６）その他

①　参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

②　提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③　一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
④　一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
⑤　参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6　その他
①　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
②　関連情報を入手するための照会窓口は、５（１）に同じ
③　一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
④　４（１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も５（３）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
⑤　詳細は説明書による。